

## 商標審査基準たたき台（案）（4条1項11号）

## 商標法4条1項11号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p><b>十三、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）</b>  当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p><u>1. 商標の類否判断方法について</u></p> <p>(1) <u>類否判断における総合的観察</u>  商標の類否は、出願商標及び引用商標がその外観、称呼又は観念等によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に観察し、出願商標を指定商品又は指定役務に使用した場合に引用商標と出所混同のおそれがあるか否かにより判断する。なお、判断にあたっては指定商品又は指定役務における一般的・恒常的な取引の実情を考慮するが、当該商標が現在使用されている商品又は役務についてのみの特殊的・限定的な取引の実情は考慮しないものとする。</p> <p><u>一般的・恒常的な取引の実情の例</u>  指定商品又は指定役務における取引慣行  <u>特殊的・限定的な取引の実情の例</u>  ①実際に使用されている商標の具体的な態様、方法  ②商標を実際に使用している具体的な商品、役務の相違</p> <p>(2) <u>商標の観察方法</u>  (ア)商標の類否においては、全体観察のみならず、商標の構成部分の一部を他の商標と比較して類否を判断することができる場合があるものとする。  (イ)商標の類否は、時と場所を異にする離隔的観察により判断する。</p> <p>(3) <u>類否判断における注意力の基準</u>  商標の類否は、商標が使用される指定商品又は指定役務の主たる需要者層（例えば、専門家、老人、子供、婦人等の違い）その他商品又は役務の取引の実情を考慮し、需要者の通常有する注意力を基準として判断しなければならない。</p>	<p><b>現行の商標審査基準</b></p> <p>1. 商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼及び観念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。  (参考裁判例①)</p> <p>(新設)  (参考裁判例②)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 商標の類否の判断は、商標が使用される商品又は役務の主たる需要者層（例えば、専門家、老人、子供、婦人等の違い）その他商品又は役務の取引の実情を考慮し、需要者の通常有する注意力を基準として判断しなければならない。</p>

**資料3-4**

務の取引の実情（例えば、日用品と贅沢品、大衆薬と医療用医薬品などの商品の違い）を考慮し、指定商品又は指定役務の需要者が通常有する注意力を基準として判断する。

2. 類否判断における商標の認定について(1) 外観、称呼、觀念の認定(ア) 外観の認定

外観とは、商標に接する需要者が、視覚を通じて認識する構成上の外形的な要素をいう。

(イ) 称呼の認定

称呼とは、商標に接する需要者が、取引上自然に認識する音をいう。例えば、次のとおり称呼が発生する。

(例)

① 商標「竜田川」からは、自然に称呼される「タツタガワ」のみが生じ、「リュウデンセン」のような不自然な称呼は、生じないものとする。

② 「ベニウメ」の振り仮名を付した商標「紅梅」からは、自然に称呼される「コウバイ」の称呼も生ずるものとする。

③ 商標「白梅」における「ハクバイ」及び「シラウメ」のように2以上の自然な称呼を有する文字商標は、その一方を振り仮名として付した場合であっても、他の一方の称呼も生ずるものとする。

④ 商標が色彩を有するときは、その部分からも称呼を生ずることがあるものとする（例えば、「白い」馬や「赤い」旗の図形）。

(ウ) 觀念の認定

觀念とは、商標に接する需要者が自然に想起する意味又は意味合いをいう。例えば、次のとおり觀念が発生する。

(例)

① 商標を構成する外国語について、辞書等にその意味が掲載されているとしても、当該商標に接する需要者がその意味を直ちに理解、認識し得ないと判断する場合には、当該商標からその意味による觀念は生じないものとする。

② 商標が色彩を有するときは、その部分からも觀念が生ずることがあるものとする（例えば、「白い」馬や「赤い」旗の図形）。

3. 外観、称呼、觀念の類否について(1) 外観の類否について

(ア) 商標の外観の類否は、商標に接する需要者に強く印象付けられる両外観

5. 振り仮名を付した文字商標の称呼については、次の例によるものとする。

(イ) 例えば、「紅梅」のような文字については、「ベニウメ」と振り仮名した場合であっても、なお「コウバイ」の自然の称呼をも生ずるものとする。

(ロ) 例えば、「白梅」における「ハクバイ」及び「シラウメ」のように2以上の自然の称呼を有する文字商標は、その一方を振り仮名として付した場合であっても、他の方の自然の称呼をも生ずるものとする。

(ハ) 例えば、商標「竜田川」に「タツタガワ」のような自然の称呼を振り仮名として付したときは、「リュウデンセン」のような不自然な称呼は、生じないものとする。

7. (2) 商標が色彩を有するときは、その部分から称呼又は觀念を生ずることがあるものとする。

(新設)

**資料3－4**

の外形上の要素を比較するとともに、需要者が、視覚を通じて認識する外観の全体的印象が、互いに紛らわしいか否かを考察する。

(例) 外観については類似する場合

(注) 外観についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。

①

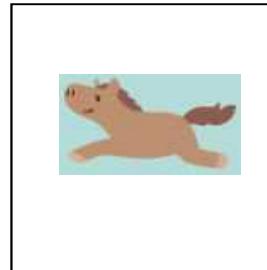
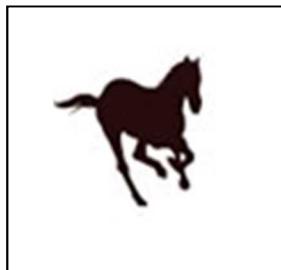


(解説) 両者は、語尾の「X」の大文字と小文字の差異を有するが、綴りを同一にするから、全体として外観上近似した印象を与える。

(例) 外観については類似しない場合

(注) 外観についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。

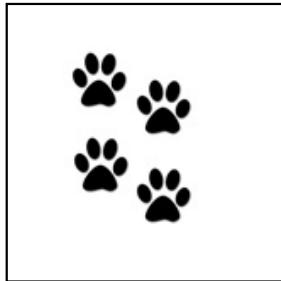
①



(解説) 両商標の馬の図形は、その構成態様に判然とした差異を有しており、全体として外観上異なる印象を与える。

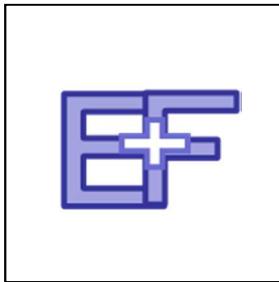
## 資料3-4

②



(解説) 左図は、4個の丸みのある獸の足跡が左右互い違いの歩行跡の如く描かれているが、右図は人間の足跡であるから、外觀上全体として異なる印象を与える。

③



(解説) 両者は、欧文字の「E」と「F」を組み合わせてなるが、「+」の記号の有無、書体の違い、色の違いから外觀上全体として異なる印象を与える。

#### (2) 称呼の類否について

商標の称呼の類否は、比較される両称呼の音質、音量及び音調並びに音節に関する判断要素のそれれにおいて、共通し、近似するところがあるか否かを比較するとともに、両商標が称呼され、聴覚されるときに需要者に与える称呼の全体的印象が、互いに紛らわしいか否かを考察する。

以下の例示は、称呼についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。

8. 商標の称呼の類否を称呼に内在する音声上の判断要素及び判断方法のみによって判断するときには、例えば、次の(I)及び(II)のようにするものとする。

(I) 商標の称呼類否判断にあたっては、比較される両称呼の音質、音量及び音調並びに音節に関する判断要素（[注1]ないし[注4]）のそれれにおいて、共通し、近似するところがあるか否かを比較するとともに両商標が特定の觀念のない造語であるか否か（例えば、明らかな觀念の違いによってその音調を異にしたり、その称呼に対する注意力が異なることがある。）を考慮し、時と所を異にして、両商標が称呼され、聴覚されるときに聽者に与える称呼の全体的印象（音感）から、互いに相紛れるおそれがあるか否かによって判

## 資料3-4

(削除)

(ア) 音質（母音、子音の質的きまりから生じる音の性質）に関する判断要素

①相違する音の母音を共通にしているか、母音が近似しているか

(例) ともに同音数の称呼からなり、相違する1音が母音を共通にする場合

「ダイラマックス」	「ダイナマックス」
「セレニティ」	「セレリティ」

(解説)

1音の相違にあって(i)その音が中間又は語尾に位置し、母音を共通にするとき、(ii)子音が調音の位置、方法において近似（ともに両唇音であるとか、ともに摩擦音であるとかのように、子音表において、同一又は近似する調音位置、方法にある場合をいう。ただし、相違する音の位置、音調、全体の音数の多少によって異なることがある。)し、母音を共通にするとき等においては、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

②相違する音の子音を共通にしているか、子音が近似しているか

(例1) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が50音図の同行に属する場合

「プリロセッティ」	「プレロセッティ」
「ビスカリン」	「ビスコリン」

(解説)

1音の相違にあって、相違する音の子音がともに50音図の同行に属し、その母音が近似するとき（例えば、口の開き方と舌の位置の比較から、母音エはアとイに近似し、母音オはアとウに近似する。ただし、相違する音

断するものとする。

両商標が下記(II)の(1)ないし(8)の基準〔注5〕のいずれかに該当〔注6〕するときは、原則として、〔注7〕称呼上類似するものとする。

〔注1〕 音質（母音、子音の質的きまりから生じる音の性質）に関する判断要素としては、

(イ) 相違する音の母音を共通にしているか、母音が近似しているか

(II)(1) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が母音を共通にするとき  
「スチッパー」 「SKiPPER」

(スキッパーの称呼)

「VANCOCIN」 「BUNCOMIN」

「バンコシン」 「バンコミン」

「ミギオン」 「ミチオン」

【例えば、1音の相違にあって(i)その音が中間又は語尾に位置し、母音を共通にするとき(ii)子音が調音の位置、方法において近似（ともに両唇音であるとか、ともに摩擦音であるとかのように、子音表において、同一又は近似する調音位置、方法にある場合をいう。ただし、相違する音の位置、音調、全体の音数の多少によって異なることがある。)し、母音を共通にするとき等においては、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。】

(ロ) 相違する音の子音を共通にしているか、子音が近似しているか

(2) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が50音図の同行に属するとき  
「アスパ」 「アスペ」

「アトミン」 「ATAMIN」

「Atomin」 「アタミン」

「VULKENE」 「VALCAN」

(バルケンの称呼) (バルカンの称呼)

【例えば、1音の相違にあって(i)相違する音の子音がともに50音図の同行に属し、その母音が近似（例えば、口の開き方と舌の位置の比較から、母音エはアとイに近似し、母音オはアとウに近似する。ただし、相違する音の位置、音調、

## 資料3-4

の位置、音調、全体の音数の多少によって異なることがある)。

(例2) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が清音、濁音、半濁音の差にすぎない場合

「ビュープレックス」	「ビューフレックス」
「バー テックス」	「バー デックス」

## (解説)

相違する音が濁音(ガ、ザ、ダ、バ行音)半濁音(パ行音)、清音(カ、サ、タ、ハ行音)の違いにすぎないとき等においては、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

## (イ) 音量(音の長短)に関する判断要素

①相違する1音が長音の有無、促音の有無又は長音と促音、長音と弱音の差にすぎないか

(注) 弱音とは、口の開き方の小さな音(イ・ウ)、口を開かずに発せられる音(ム・ン)、声帯が振動せずに発せられる音(フ・ス)等の聴覚上、明瞭でなくひびきの弱い音をいう。

## (例) 相違する音が長音の有無にすぎない場合

「モガレーマン」	「モガレマン」
----------	---------

## (例) 相違する音が促音の有無にすぎない場合

「コレクシット」	「コレクシト」
----------	---------

## (例) 相違する音が長音と促音の差である場合

「コロネット」	「コロネット」
「アドパーク」	「アドパック」

## (例) 相違する音が長音と弱音の差にすぎない場合

「タカラハト」	「タカラート」
「イースタパック」	「インスタパック」

全体の音数の多少によって異なることがある。) するとき

(3) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が清音、濁音、半濁音の差にすぎないとき

「H E T R O N」	「P E T R O N
(ヘトロンの称呼)	ペトロン」
「K U R E K A	「G L E C A
クレカ」	グレカ」
「サンシール」	「S A N Z E E L
	サンジール」

(ii) 相違する音が濁音(ガ、ザ、ダ、バ行音)の半濁音(パ行音)、清音(カ、サ、タ、ハ行音)の違いにすぎないとき等においては、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。】等が挙げられる。

[注2] 音量(音の長短)に関する判断要素としては、

- (イ) 相違する音がその前母音の長音であるか(長音の有無にすぎないか)  
 (5) 相違する1音が長音の有無、促音の有無又は長音と促音、長音と弱音の差にすぎないとき

「レーマン」	「L é m a n
	レマン」

(ロ) 相違する音がその後子音の長音であるか(促音の有無にすぎないか)等が挙げられる。

「コロネット」	「C O R O N E T」
(コロネットの称呼)	
「たからはと」	「タカラート」

**資料3-4**

(解説) 音の長短は、長音、促音が比較的弱く聴覚されることから、音調（音の強弱）と関係があり（通常、長音、促音の前音が強く聴覚される。）、また、長音、促音は発音したときに1単位的感じを与えることから、1音節を構成し音節に関する判断要素とも関係がある。

(ウ) 音調（音の強弱及びアクセントの位置）に関する判断要素

- ①相違する音がともに弱音であるか、弱音の有無にすぎないか、長音と促音の差にすぎないか（弱音は通常、前音に吸収されて聴覚されにくい。）

(例) 相違する1音がともに弱音である場合

「ダンネル」	「ダイネル」
「シーピーエヌ」	「シーピーエム」

(例) 弱音の有無の差にすぎない場合

「ブリテックス」	「ブリストックス」
「デントレックス」	「デントレック」

- ②相違する音がともに中間又は語尾に位置しているか

(例) 同数音からなる比較的長い称呼で1音だけ異なる場合

「サイバトロン」	「サイモトロン」
「パラビタオミン」	「パラビタシミン」

(解説) 中間音、語尾音は比較的弱く聴覚されることが多い。

- ③語頭又は語尾において、共通する音が同一の強音（聴覚上、ひびきの強い音）であるか

(例) 語頭において共通する音が同一の強音の場合

「アプロトン」	「アクロトン」
「パンヴェロル」	「パンデロル」

(解説) これが強音であるときには、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

- ④欧文字商標の称呼において強めのアクセントがある場合に、その位置が共通するか

(例) 強めのアクセントの位置が共通する場合

「SUNRICH」	「SUNLIT」
-----------	----------

音の長短は、長音、促音が比較的弱く聴覚されることから、音調（音の強弱）と関係があり（通常、長音、促音の前音が強く聴覚される。）、また、長音、促音は発音したときに1単位的感じを与えることから、1音節を構成し音節に関する判断要素とも関係がある。

[注3] 音調（音の強弱及びアクセントの位置）に関する判断要素としては、

- (イ) 相違する音がともに弱音（聴覚上、ひびきの弱い音）であるか、弱音の有無にすぎないか、長音と促音の差にすぎないか（弱音は通常、前音に吸収されて聴覚されにくい。）

- (4) 相違する1音がともに弱音であるか、又は弱音の有無の差にすぎないとき  
「DANNE L」「DYNEL」  
(ダンネルの称呼) (ダイネルの称呼)

「山清」「ヤマセ」  
やませい」  
「VINYLA」「Binalus」  
(ビニラの称呼) (ビニラスの称呼)

- (ロ) 相違する音がともに中間又は語尾に位置しているか（中間音、語尾音は比較的弱く聴覚されることが多い。）

- (6) 同数音からなる比較的長い称呼で1音だけ異なるとき  
「サイバトロン」「サイモトロン」

- (ハ) 語頭若しくは語尾において、共通する音が同一の強音（聴覚上、ひびきの強い音）であるか（これが強音であるときには、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。）

- (ニ) 欧文字商標の称呼において強めアクセントがある場合に、その位置が共通するか  
等が挙げられる。

## 資料3-4

<u>サンリッチ</u>	<u>サンリット</u>
「R I S C O A T	「V I S C O A T
リスコート	ビスコート

(解説) 音の強弱は音自体からだけでなく、相違する音の位置、全体の音数の長短等によって、相対的にその強弱が聴覚されることが多い。(例えば、相違する1音が音自体において、弱音であっても、その前後の音も弱音である場合には弱音とはいえない場合がある。)

## (エ) 音節に関する判断要素

① 音節数(音数)の比較において、ともに多数音であるか

(注) 仮名文字1字が1音節をなし、拗音(「キャ」、「シャ」、「ピヨ」等)は2文字で1音節をなす。長音(符)、促音(「ッ」)、撥音(「ン」)もそれぞれ1音節をなす。

## (例) 比較的長い称呼で1音だけ多い場合

「ビプレックス」 「ビタプレックス」

(解説) 1音の相違があっても、音数が比較的多いときには、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

② 一つのまとまった感じとしての語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段階)において共通性があるか

## (例) 一つのまとまった感じとして語が切れる場合

「バーコラルジャックス」 「バーコラルデックス」

(解説) その共通性があるときには、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

(削除)

音の強弱は音自体(口の開き方の小さな音、イ・ウ、口を開かずに発せられる音、ム・ン、声帯が振動せずに発せられる音、フ・ス等は聴覚上、明瞭でないために弱音とされる場合)からだけでなく、相違する音の位置、全体の音数の長短等によって、相対的にその強弱が聴覚されることが多い。(例えば、相違する1音が音自体において上記のような弱音であっても、その前後の音も弱音である場合には弱音とはいえない場合がある。)

## [注4] 音節に関する判断要素としては、

(イ) 音節数(音数)。仮名文字1字が1音節をなし、拗音は2文字で1音節をなす。長音(符)、促音、撥音もそれぞれ1音節をなす。)の比較において、ともに多数音であるか

## (7) 比較的長い称呼で1音だけ多いとき

「C A M P B E L L」 「C a m b e l l

(キャンベルの称呼) キャンベル

「B P L E X」「ビタプレックス

ビプレックス」 V I T A P L E X

(1音の相違があっても、音数が比較的多いときには、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。)

(ロ) 一つのまとまった感じとしての語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段階)において共通性があるか

(その共通性があるときには、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。)等が挙げられる。

[注5] これらの基準は、両商標が称呼上、類似すると判断された事例について判断を構成した主たる要素として、また、各事例に共通する要素となるものを整理し、列挙したものである。

[注6] 基準(1)ないし(8)(及びそれらの事例)と[注1]ないし[注4]に記載された判断要素との関係は、基準(1)ないし(3)が主として音質に関する

## 資料3-4

## (オ) その他、称呼の全体的印象が近似すると認められる要素

① 2音相違するが、上記(ア)～(イ)に挙げる要素の組合せである場合

「コレクシット」  
「アレジエール」

「コレスキット」  
「アリジエール」

② 相違する1音が拗音と直音の差にすぎない場合

「サボネット」  
「シャボネット」

③ 相違する音の一方が外国語風の発音をするときであって、これと他方の母音又は子音が近似する場合

「T Y R E X」  
(タイレックスの称呼)  
「F O L I O L」  
(フォリオールの称呼)

「T W Y L E X」  
(トワイレックスの称呼)  
「H E L I O L」  
(ヘリオールの称呼)

(注) ( ) 内の称呼は審決等で認定されたものである。

④ 相違する1音の母音又は子音が近似する場合

「サリージエ」  
「セレラック」  
「サリージー」  
「セレノック」

⑤ 発音上、聴覚上印象の強い部分が共通する場合

ものであり、基準(4)は主として音調、基準(5)は主として音量、基準(6)及び基準(7)は主として音節、基準(8)は、各判断要素に関するものである。なお、[注1]ないし[注4]に記載されていないが考慮すべき判断要素として、発音の転訛の現象（例えば、連続する2音が相互にその位置を置換して称呼されるような場合）が挙げられる。

(8) その他、全体の音感が近似するとき

(イ) 2音相違するが上記(ア)ないし(イ)に挙げる要素の組合せであるとき  
「C O R E X I T」 「コレスキット」

(コレクシットの称呼)

「ビセラジン」 「ビゼラミン」

「フレーゲン」 「Frigen

フリゲン

ふりげん」

「天神丸」 「電信丸」

(テンジンガンの称呼) (デンシンガンの称呼)

「C O M P A 「C O M B E R  
コンパ」 コンバー」

(ロ) 相違する1音が拗音と直音の差にすぎないとき

「S A V O V E T 「シャボネット」  
サボネット」

(ハ) 相違する音の一方が外来語におこなわれる発音であって、これと他方の母音又は子音が近似するとき

「T Y R E X」 「T W Y L E X」  
(タイレックスの称呼) (トワイレックスの称呼)

「F O L I O L」 「H E L I O L  
(フォリオールの称呼) ヘリオール」

(イ) 相違する1音の母音又は子音が近似するとき

「サリージエ」 「S a l l y G e e」  
「S A L I G Z E」 (サリージーの称呼)

「C E R E L A C」 「セレノック  
(セレラックの称呼) S E L E N O C」

(ホ) 発音上、聴覚上印象の強い部分が共通するとき

## 資料3-4

「ハパヤ」	「パッパヤ」
<u>⑥前半の音に多少の差異があるが、全体的印象が近似する場合</u>	
「ポピスタン」	「ホスピタン」

(カ) 上記(ア)～(オ)に該当する場合であっても、全体的印象が近似しないと認められる要素

- ① 語頭音に音質又は音調上著しい差異があること
- ② 相違する音が語頭音でないがその音質（例えば、相違する1音がともに同行音であるが、その母音が近似しないとき）音調（例えば、相違する音の部分に強めアクセントがあるとき）上著しい差異があること
- ③ 音節に関する判断要素において
  - (i) 称呼が少数音であること
  - (ii) 語の切れ方、分かれ方（シラブル、息の段落）が明らかに異なること

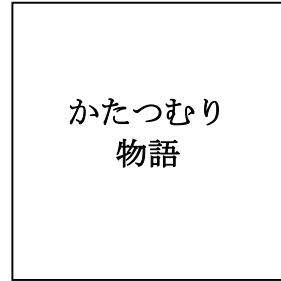
### (3) 観念の類否について

商標の観念の類否にあたっては、商標構成中の文字や図形等から、需要者が想起する意味又は意味合いが、互いに紛らわしいか否かを考察する。

#### (例) 観念については類似する場合

(注) 観念についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したもののではない。

①



「ハパヤ」	「パッパヤ」
<u>(ハ) その他</u>	
「POPISTAN」	「HOSPITAN」
(注) ( ) 内の称呼は審決等で認定されたものである。	

[注7] 基準(1)ないし(8)に該当する場合であっても、つぎに挙げる(イ)ないし(ハ)等の事由があり、その全体の音感を異にするときには、例外とされる場合がある。

- (イ) 語頭音に音質又は音調上著しい差異があるとき
- (ロ) 相違する音が語頭音でないがその音質（例えば、相違する1音がともに同行音であるが、その母音が近似しないとき）音調（例えば、相違する音の部分に強めアクセントがあるとき）上著しい差異があるとき
- (ハ) 音節に関する判断要素において
  - (i) 称呼が少数音であるとき（3音以下）
  - (ii) 語の切れ方、分かれ方（シラブル、息の段落）が明らかに異なるとき

なお、基準(6)及び(7)は、基準(1)ないし(5)に該当しない場合に適用される。

(新設)

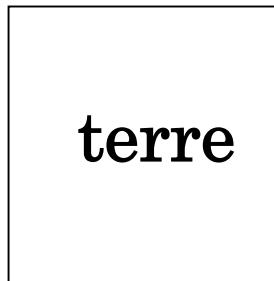
## 資料3-4

(解説) 「でんでんむし」及び「かたつむり」の語は、いずれも同じ意味を表すものとして一般に理解認識されている。

(例) 観念については類似しない場合

(注) 観念についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものはない。

①



指定商品 第9類

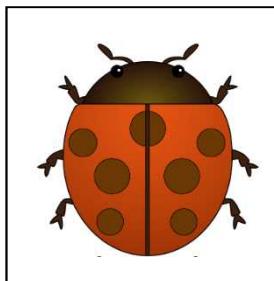
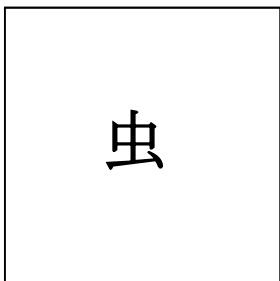
「テレビ」

指定商品 第9類

「テレビ」

(解説) 当該指定商品に関する我が国の市場では、「EARTH」からは「地球」の観念を生じるが、フランス語「terre」(テール) からは「地球」の観念を生じないため観念は異なる。なお、商品名等にフランス語が一般に採択されている商品等の分野においては、当該観念が生じる場合がある。

②



(解説) 右の図形からは、「虫」ではなく、「テントウムシ」と認識されるため、

観念は異なる。

③



(解説) 左の図形は、「ギター」と認識され、右の図形は、「ヴァイオリン」と認識されるため、観念は異なる。

#### 4. 結合商標の称呼、観念の認定及び類否判断について

##### (1) 結合商標の称呼、観念の認定について

(ア) 結合商標は、商標の各構成部分の結合の強弱の程度を考慮し、その一部だけから称呼、観念が生ずることがあることとする。

なお、結合商標の各構成部分が不可分的に結合しているときは、原則として、商標の一部のみから称呼、観念は生じない。

##### (例)

① 商標「**JPO** ポテト」において、「**JPO**」と「ポテト」は、外観において書体、文字の種類、文字の大きさが異なり、かつ、文字の間隔が空いており、また、観念上のつながりもなく、分離して観察し得ることから、それぞれの称呼、観念が生じうる。

② 商標の構成部分中識別力のある部分が識別力のない部分に比較して著しく小さく表示された場合であっても、識別力のある部分から称呼又は観念を生じるものとする。

③ 商標の一部が、それ自体は自他商品の識別力を有しないものであっても、使用により識別力を有するに至った場合は、その部分から称呼を生じるものとする。

(新設)

7. (1) 商標の構成部分中識別力のある部分が識別力のない部分に比較して著しく小さく表示された場合であっても、識別力のある部分から称呼又は観念を生ずるものとする。

## 資料3-4

④ 商標の構成の一部分が商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、構成の一部分以外から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などは、結合の程度にかかわらず、その一部分のみから称呼、観念が生じることとする。

### (イ) 商号商標（商号の略称からなる商標を含む。）について

商標の構成中に、商号の一部分として通常使用される「株式会社」「商会」「CO.」「K.K.」「Ltd.」「組合」「協同組合」等の文字が含まれる場合には、これらの文字を除外した称呼、観念も生じるものとする。

### (ウ) 立体商標について

① 立体商標は、その全体ばかりでなく、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿に相応した称呼又は観念も生じ得る。

② 立体商標が、立体的形状と文字の結合からなる場合には、当該文字部分のみに相応した称呼又は観念も生じ得る。

### (エ) 地域団体商標について

地域団体商標として登録された商標については、使用をされた結果商標全体の構成が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されている事情を考慮し、商標全体の構成を不可分一体のものとして判断する。

### (2) 結合商標の類否判断について

#### (ア) 商標の一部から、称呼、観念が生じる場合

結合商標の類否は、その結合の強弱の程度を考慮し、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。

#### ① 識別力を有しない文字を構成中に含む場合

指定商品又は指定役務との関係から、普通に使用される文字、慣用される文字又は商品の品質、原材料等を表示する文字、若しくは役務の提供の場所、質等を表示する識別力を有しない文字を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。

#### (例) 類似する場合

指定役務「写真の撮影」について、「スーパーライオン」と「ライオン」

指定商品「菓子」について、「銀座小判」と「小判」

指定商品「被服」について、「レディグリーン」と「レディ」

指定商品「清酒」について「男山富士」と「富士」

指定商品「清酒」について「菊正宗」と「菊」

指定役務「宿泊施設の提供」について、「黒潮観光ホテル」と「黒潮」

(3) 商標の要部が、それ自体は自他商品の識別力を有しないものであっても、使用により識別力を有するに至った場合は、その部分から称呼を生ずるものとする。

6. (7) 商号商標（商号の略称からなる商標を含む。以下同じ。）については、商号の一部分として通常使用される「株式会社」「商会」「CO.」「K.K.」「Ltd.」「組合」「協同組合」等の文字が出願に係る商標の要部である文字の語尾又は語頭のいずれかにあるかを問わず、原則として、これらの文字を除外して商標の類否を判断するものとする。

9. (1) (ハ) 立体商標は、その全体ばかりでなく、原則として、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿に相応した称呼又は観念も生じ得る。

(2) 立体商標が立体的形状と文字の結合からなる場合には、原則として、当該文字部分のみに相応した称呼又は観念も生じ得るものとする。

10. (1) 地域団体商標として登録された商標については、使用をされた結果商標全体の構成が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されている事情を考慮し、商標の類否判断においても、商標全体の構成を不可分一体のものとして判断することとする。

6. 結合商標の類否は、その結合の強弱の程度を考慮し、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。

(1) 形容詞的文字（商品の品質、原材料等を表示する文字、又は役務の提供の場所、質等を表示する文字）を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。

#### (例) 類似する場合

「スーパーライオン」と「ライオン」

「銀座小判」と「小判」

「レディグリーン」と「レディ」

(5) 指定商品又は指定役務について慣用される文字と他の文字とを結合した商標は、慣用される文字を除いた部分からなる商標と類似する。

#### (例) 類似する場合

清酒について「男山富士」と「富士」

清酒について「菊正宗」と「菊」

**資料3-4**

<p><u>②需要者の中に広く認識された商標を構成中に含む場合</u></p> <p>指定商品又は指定役務について需要者の中に広く認識された他人の登録商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その他人の登録商標と類似するものとする。</p> <p>ただし、その他人の登録商標の部分が既成の語の一部となっているもの等を除く。</p> <p>(例) 類似する例</p> <p>指定商品「テープレコーダ」について「SONYLINE」、「SONY LINE」又は「SONY/LINE」と「SONY」</p> <p>指定商品「化粧品」について「ラブロレアル」と「L'OREAL」「ロレアル」</p> <p>指定商品「かばん類」について「PAOLOGUCCI」と「GUCCI」</p> <p>指定役務「航空機による輸送」について「JALFLLOWER」と「JAL」</p> <p>指定役務「映画の制作」について「東白白梅」と「東宝」</p> <p>(例) 類似しない例</p> <p>指定商品「金属加工機械器具」について「TOSHIHIKO」と「IHI」</p> <p>指定商品「時計」について「アルバイト」と「ALBA/アルバ」</p> <p>指定商品「遊戯用機械器具」について「せがれ」と「セガ」</p> <p>(注) 需要者の中に広く認識されているか否かの認定に当たっては、この基準第3の九（第4条第1項第10号）の2. (P)を準用する。</p> <p>(1) 結合の強弱の程度において考慮される要素</p> <p>文字のみからなる商標においては、大小があること、著しく離れて記載されていること、色彩が異なること、書体が異なること、平仮名・片仮名等の文字の種類が異なること、長い称呼を有すること等の商標の構成上の相違点、構成中の一部が特に顕著であること等を考慮して判断する。</p> <p>(例) 構成上の相違点が認められる場合</p> <p>「富士白鳥」（文字の大小）</p> <p>「鶴亀 万寿」（著しく離れて記載）</p>	<p>興行場の座席の手配について「プレイガイドシャトル」と「シャトル」宿泊施設の提供について「黒潮観光ホテル」と「黒潮」</p> <p>(6) 指定商品又は指定役務について需要者の中に広く認識された他人の登録商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その他人の登録商標と類似するものとする。</p> <p>ただし、その他人の登録商標の部分が既成の語の一部となっているもの等を除く。</p> <p>(例) 類似する例</p> <p>テープレコーダについて「SONYLINE」、「SONY LINE」又は「SONY/LINE」と「SONY」</p> <p>化粧品について「ラブロレアル」と「L'OREAL」「ロレアル」</p> <p>かばん類について「PAOLOGUCCI」と「GUCCI」</p> <p>航空機による輸送について「JALFLLOWER」と「JAL」</p> <p>映画の制作について「東白白梅」と「東宝」</p> <p>(例) 類似しない例</p> <p>金属加工機械器具について「TOSHIHIKO」と「IHI」</p> <p>時計について「アルバイト」と「ALBA/アルバ」</p> <p>遊戯用機械器具について「せがれ」と「セガ」</p> <p>(注) 需要者の中に広く認識されているか否かの認定に当たっては、この基準第3の九（第4条第1項第10号）の7. を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 大小のある文字からなる商標は、原則として、大きさの相違するそれぞれの部分からなる商標と類似する。</p> <p>(例) 類似する場合</p> <p>「富士白鳥」と「富士」又は「白鳥」</p> <p>「サンムーン」と「サン」又は「ムーン」</p>
--	---

**資料3-4**

<p><u>「サンムーン」(書体の相違)</u>  <u>「chrysanthemumbluesky」(長い称呼)</u></p> <p>(ウ) 地域団体商標について      地域団体商標として登録された商標と同一又は類似の文字部分を含む商標は、原則として、地域団体商標として登録された商標と類似するものとする。</p> <p>5. 立体商標について      立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められないときはこの限りでない。      ① 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標（近似する場合を含む。）と外観において類似する。      ② 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（近似する場合を含む。）は、原則として、外観において類似する。</p> <p>6. 動き商標の類否について      (略)</p> <p>7. ホログラム商標の類否について      (略)</p> <p>8. 色彩のみからなる商標の類否について      (略)</p> <p>9. 音商標の類否について      (略)</p> <p>10. 位置商標の類否について      (略)</p>	<p>(3) 著しく離れた文字の部分からなる商標は、原則として、離れたそれぞれの部分のみからなる商標と類似する。      (例) 類似する場合      「鶴亀 万寿」と「鶴亀」又は「万寿」</p> <p>(4) 長い称呼を有するため、又は結合商標の一部が特に顕著であるため、その一部分によって簡略化される可能性がある商標は、原則として、簡略化される可能性がある部分のみからなる商標と類似する。      (例) 類似する場合      「cherryblossomboy」と「チェリーブラッサム」      「chrysanthemumbluesky」と「クリサンシマム」又は「ブルースカイ」</p> <p>10. (2) 地域団体商標として登録された商標と同一又は類似の文字部分を含む後願の他人の商標は、(1)で述べた地域団体商標の事情を考慮し、原則として、地域団体商標として登録された商標と類似するものとする。</p> <p>9. (1) 立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められないときはこの限りでない。      (イ) 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標（近似する場合を含む。）と外観において類似する。      (ロ) 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（近似する場合を含む。）は、原則として、外観において類似する。</p> <p>14. 動き商標の類否について      (略)</p> <p>15. ホログラム商標の類否について      (略)</p> <p>16. 色彩のみからなる商標の類否について      (略)</p> <p>17. 音商標の類否について      (略)</p> <p>18. 位置商標の類否について      (略)</p>
--	--

**資料3-4****11. 商品又は役務の類否判断について**

商品又は役務の類否は、商品又は役務が通常同一営業主により製造・販売又は提供されている等の事情により、出願商標及び引用商標に係る指定商品又は指定役務に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造・販売又は提供にかかる商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係にあるかにより判断する。

**(1) 商品の類否について**

商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 生産部門が一致するかどうか
- ② 販売部門が一致するかどうか
- ③ 原材料及び品質が一致するかどうか
- ④ 用途が一致するかどうか
- ⑤ 需要者の範囲が一致するかどうか
- ⑥ 完成品と部品との関係にあるかどうか

**(2) 役務の類否について**

役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
- ② 提供に関連する物品が一致するかどうか
- ③ 需要者の範囲が一致するかどうか
- ④ 業種が同じかどうか
- ⑤ 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- ⑥ 同一の事業者が提供するものであるかどうか

**(3) 商品役務間の類否について**

商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- ② 商品と役務の用途が一致するかどうか
- ③ 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- ④ 需要者の範囲が一致するかどうか

(新設)

11. 商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 生産部門が一致するかどうか
- (ロ) 販売部門が一致するかどうか
- (ハ) 原材料及び品質が一致するかどうか
- (ニ) 用途が一致するかどうか
- (ホ) 需要者の範囲が一致するかどうか
- (ヘ) 完成品と部品との関係にあるかどうか

12. 役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
- (ロ) 提供に関連する物品が一致するかどうか
- (ハ) 需要者の範囲が一致するかどうか
- (ニ) 業種が同じかどうか
- (ホ) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- (ヘ) 同一の事業者が提供するものであるかどうか

13. 商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。ただし、類似商品・役務審査基準に掲載される商品と役務については、原則として、同基準によるものとする。

- (イ) 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- (ロ) 商品と役務の用途が一致するかどうか
- (ハ) 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- (ニ) 需要者の範囲が一致するかどうか

**資料3-4**(4) 商品又は役務の類否判断における取引の実情の考慮について

本号に該当する旨の拒絶理由通知において、引用した登録商標の商標権者から、引用商標の指定商品又は指定役務と出願商標の指定商品又は指定役務が類似しない旨の陳述がなされたときは、類似商品・役務審査基準にかかわらず、出願人が主張する商品又は役務の取引の実情（ただし、上記（1）から（3）に列举した事情にかぎる）を考慮して、商品又は役務の類否について判断することができるものとする。

なお、以下のような場合には、取引の実情を考慮することはできない。

- ① 引用した登録商標の商標権者が、単に商標登録出願に係る商標の登録について承諾しているにすぎない場合。
- ② 類似商品・役務審査基準において類似すると推定される指定商品又は指定役務のうち、一部についてしか類似しない旨の陳述がなされていない場合。
- ③ 引用商標の商標権について専用使用権又は通常使用権が設定登録されている場合にあって、商標権者及び専用使用権者又は通常使用権者のうちの一部の者が類似しない旨の陳述をしているにすぎない場合。

12. 存続期間経過後の引用商標の取扱いについて(1) 存続期間経過後6月までの取扱い

- (ア) 引用商標が国内出願に係る登録商標である場合

3. 本号に該当する旨の拒絶理由通知において引用した登録商標の商標権者による取引の実情を示す説明書及び証拠の提出が出願人からあったときは、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 本号の審査において、引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明及び証拠が提出された場合には、取引の実情を把握するための資料の一つとして参酌することができる。

ただし、次の場合を除く。

① 願書に記載された商標が同一又は明らかに類似（注1）し、かつ、願書に記載された指定商品又は指定役務も同一又は明らかに類似（注2）するものである場合。

② 提出された書類が、取引の実情の客観的な説明及び証拠ではなく、単に商標登録出願に係る商標の登録について引用商標の商標権者が承諾している旨を示すものである場合。

（注1）ここでいう商標の「同一又は明らかに類似」とは、例えば、商標法第50条における社会通念上同一と判断される商標、独立して出所表示機能を有する2以上の構成要素において、構成要素中の1が同一と判断される商標、及び、これらに準ずるほど類似していると判断される商標をいう。

（注2）ここでいう指定商品又は指定役務の「同一又は明らかに類似」とは、後記11.ないし13.の基準で掲げる商品・役務に係る類否の比較全項目について、一致する蓋然性が高いと判断されるものをいう。

(2) 上記(1)の取扱いにより提出された引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明及び証拠を参照した結果、本号に該当しないと判断し得るのは、次の場合に限られるものとする。

① 引用商標の指定商品又は指定役務と類似商品・役務審査基準において類似すると推定される指定商品又は指定役務の全てについて、取引の実情の説明及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、両者の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合。

② 引用商標の商標権について専用使用権又は通常使用権が設定されている場合にあっては、商標権者、専用使用権者及び通常使用権者の全てについて、取引の実情の説明及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、両者の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合。

4. 引用商標の商標権の存続期間経過後であっても、第20条第3項又は第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請があったとき又は国際登録に基づく商標権の場合は、議定書第7条（4）の規定に基づく国際登録の存続期間の

**資料3－4**

商標権の存続期間経過後6月の期間、又は登録料を分割納付する場合における後期分割登録料を納付すべき期間経過後6月の期間においては、本号に該当すると判断する。(第20条第3項、第41条の2第5項及び第8項参照)

(1) 引用商標が国際登録に基づく登録商標である場合

国際登録の存続期間経過後6月の期間においては、本号に該当すると判断する(マドリッド議定書第7条(4)参照)。

(2) 上記(1)(ア)及び(イ)における6月の期間経過後の取扱い

上記(1)(ア)及び(イ)における6月の期間経過後において、商標原簿等で、存続期間の満了が確定された場合は、本号に該当しない。

ただし、引用商標の商標権の存続期間更新の有無を商標原簿で確認し、第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請がなされているときは、本号に該当すると判断する。

### 13. 商標権者と引用商標権者に支配関係がある場合の取り扱い

出願人から、出願人と引用商標権者が①又は②の関係にあることの主張に加え、③の証拠の提出があったときは、本号に該当しないものとして取り扱う。

- ① 引用商標権者が出願人の支配下にあること
- ② 出願人が引用商標権者の支配下にあること
- ③ 出願に係る商標が登録を受けることについて引用商標権者が了承している旨の証拠

(①又は②に該当する例)

(ア) 出願人が引用商標権者の議決権の過半数を有する場合

(イ) (ア)の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、引用商標権者の会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合

更新があったときは、引用商標の商標権の存続期間が更新されることに十分留意して、本号を適用するものとする。

ただし、引用商標の商標権者が引用商標の商標権の存続期間の更新申請をしない旨の意思表示をし、存続期間の更新がないことが明らかになった場合は、この限りでない。

(新設)